

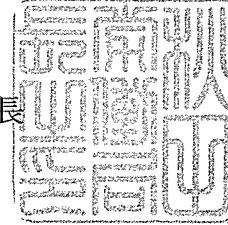
会員様

今般、秋田労働局より下記のとおり要請がありました。会員の皆様におかれましては、引き続き熱中症予防対策に万全を期されますようお願い申し上げます。

陸災防 秋田県支部
秋労発基 0616 第1号
令和4年6月22日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
秋田県支部長 殿

秋田労働局長



令和4年の職場における熱中症予防対策について（要請）

労働行政の推進につきまして、日頃から格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和4年4月25日付け秋労発基0425第2号「令和4年『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』の実施について」（以下、「キャンペーン通達」という。）で通知しているところですが、今般、令和3年の職場における熱中症による死傷災害発生状況等について、別添1のとおり全国の状況が取りまとめられるとともに、別添2のとおり「STOP！クールワークキャンペーン」実施要綱が改正されました。

令和3年の全国の職場における熱中症による休業4日以上の死傷者数は561人で、このうち死亡者数は20人となっています。

また、秋田県内の令和3年の職場における熱中症による休業4日以上の死傷者数は11人となっています。このうち、約3割に当たる4人が屋内作業中に熱中症を発症しており、屋内でも作業環境によっては熱中症への注意が必要です。

さらに、秋田県内の労災保険給付状況によると、休業に至らない不休災害を含め、令和3年の熱中症による被災者数は101人で、昨年より1人減りましたが、依然として100人を超える状況となっており、7月から9月にかけて集中して発生しています。

令和4年の職場における熱中症予防対策については、キャンペーン通達において留意すべき事項をお示ししておりますが、上記のとおり熱中症の多発が危惧される時期となることから、貴職におかれましては、別添3のリーフレットを参考にしていただき、キャンペーン通達に基づく職場における熱中症予防対策に一層取り組んでいただくとともに、特に下記事項について留意の上、関係事業場への周知等について特段のご理解とご協力を願い申し上げます。併せて、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク着用について、別添4のリーフレット「屋外・屋内でのマスク着用について」の周知につきましてもご協力を願いいたします。

記

1 WBGT値（暑さ指数）の活用について

熱中症は気温のほか、湿度、風速、輻射熱等が影響するため、熱中症予防には作業場所をWBGT指数計で把握し、身体作業強度等を考慮し熱中症リスクを正しく見積もり、その値に応じた対策を講じることが重要です。把握に当たっては日本産業規格JIS Z 8504又はJIS B 7922に適合したWBGT指数計を準備して測定してください。WBGT指数計を準備できない場合にはWBGT予測値（※1）で把握し、身体作業強度等に応じたWBGT基準値（※2）と比較し、その値に応じた対策を講じるようにしてください。

当日のWBGT値がWBGT基準値を超える場合には、作業前後や作業中に定期的な水分・塩分等の摂取すること、飲める氷等を摂取することで身体を内部から冷やすプレクーリングを実施すること、必要に応じて作業時間を短くすること、透湿性及び通気性のよい服装や冷却機能をもつ服の着用等の措置を講じてください。

※1 全国各地のWBGT予測値等は「環境省熱中症予防情報サイト」で閲覧できます（全国840か所から地点を選択してWBGT値予想値を毎日メールで配信するサービスがあります）。

※2 WBGT基準値については厚生労働省の熱中症のポータルサイトを参照してください。

2 重点取組期間（7月1日～7月31日）について

重点取組期間中に実施いただきたい事項については以下のとおりです。

- (1) 热中症予防のために実施していただいた対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行うこと。
- (2) 特に梅雨明け直後は、急激なWBGT値の上昇が想定され、暑熱順化ができていないことから、WBGT値に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底すること。
- (3) 水分、塩分を積極的に摂取すること。
- (4) 当日の朝食の未接種、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎ、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡回の頻度を増やすこと。
- (5) 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行うこと。
- (6) 体調不良の者を休憩させる場合は、状況の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておくこと。少しでも異常を認めたときは躊躇することなく、病院に搬送すること。

3 初期症状の把握から緊急時の対応までの体制整備について

休ませて様子を見ていたところ容態が急変した、倒れているところを発見されたなど管理が適切になされておらず被災者の救急搬送が遅れた事例がありますので、体調に少しでも異常を認めたときはためらうことなく病院に搬送する体制を整備してください。本人に自覚症状がない、又は大丈夫と本人からの申出があつたとしても周囲の判断で病院に搬送する体制を整備してください。なお、病院に搬送するまでの間は一人きりにせず誰かが様子を観察するようにしてください。

4 暑熱順化について

暑熱順化の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響するとされておりますので、暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らすようにしてください。

5 屋内での熱中症について

秋田県内の令和3年の休業4日以上の熱中症の約3分の1が屋内で発症しております。冷房が故障している状況や熱源のそばで作業を行って熱中症を発症している事例が認められます。屋内でも作業環境によっては発症することもありますので、屋内の温度設定をこまめに調整するなどにより作業環境管理を行ってください。